

日米貿易協定改正議定書の概要

■ 本改正議定書では、次の3つの条件を満たした場合にのみ、米国产牛肉に対する農産品セーフガード措置が取られる仕組みとすることを定めている。

- ① 米国产牛肉の輸入量が、協定附属書 I に定める各年のセーフガード発動水準を超えること。
- ② 4年目(2022年度)以降は、米国及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)締約国からの合計輸入量が、CPTPPの発動水準を超えること。
- ③ 4年目から9年目まで(2022～2027年度)について、米国产牛肉の輸入量が、前年の輸入実績を超えること。

(注1) この発動の仕組みは、期限なく日米貿易協定に基づくセーフガードに適用され(ただし、上記③は除く)、2028～32年度における四半期のセーフガードにも適用。

(注2) 現行の日米貿易協定における牛肉セーフガードに関する合意事項は、上記の改正を除き、関税削減、セーフガードの発動の関連事項(米国単独の発動水準を含む)を含め、そのまま維持。

